

堺市監査委員公表第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき公の施設の指定
管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 29 日

堺市監査委員	小	堀	清	次
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果報告

第1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

堺市家原大池体育館、堺市みなと堺グリーンひろば

第3 監査の対象期間

令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

ただし、必要に応じて他年度を含む。

第4 監査の実施期間

令和4年11月1日～令和5年3月29日

第5 施設の概要

<所管部局>

文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課

<指定管理者>

団体名 スポーツタウン・堺パートナーズ

代表団体 コナミスポーツ株式会社

構成団体 大林ファシリティーズ株式会社大阪支店

構成団体 株式会社アカツキ

<指定の期間及び指定管理に係る経費>

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和3年度の委託料 8,853万8,904円

<施設名及びその主な内容>

名称 堺市家原大池体育館

所在地 西区家原寺町

設置年月 平成9年4月

設置目的 都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

施設規模 鉄骨コンクリート造、地下2階、地上1階

敷地面積 10,000 m²、延床面積 6,454 m²

施設内容 大アリーナ、小アリーナ、研修室、トレーニング室等

名 称 堺市みなと堺グリーンひろば憩いのひろば
所 在 地 西区築港新町
設置年月 平成 16 年 4 月
設置目的 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康及び
体力の増進に資することを目的とする。
施設規模 敷地面積 149,972 m²
施設内容 管理棟、簡易トイレ、駐車場等

名 称 堺市みなと堺グリーンひろば運動ひろば野球場
所 在 地 西区築港新町
設置年月 平成 16 年 4 月
設置目的 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康及び
体力の増進に資することを目的とする。
施設規模 敷地面積 40,000 m²
施設内容 野球場、バックネット、簡易トイレ、本部席、倉庫等

名 称 堺市みなと堺グリーンひろば芝生ひろば運動場
所 在 地 西区築港新町
設置年月 平成 16 年 4 月
設置目的 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康及び
体力の増進に資することを目的とする。
施設規模 敷地面積 39,200 m²
施設内容 多目的フィールド、ソフトボール場、簡易トイレ、本部席、
倉庫等

名 称 堺市みなと堺グリーンひろば硬式野球場
所 在 地 西区築港新町
設置年月 平成 21 年 6 月
設置目的 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康及び
体力の増進に資することを目的とする。
施設規模 敷地面積 39,000 m²
施設内容 野球場、本部席、バックネット、ダッグアウト、スコアボー
ド、倉庫、簡易トイレ等

第6 事業状況

<利用状況> 令和3年度

		利用率 (%)	利用者数 (人)
家原大池体育館			
大アリーナ	専用	79.5	31,160
	共用		
小アリーナ	専用	78.0	11,926
	共用		
研修室	専用	30.0	3,555
トレーニング室	共用	—	23,436
みなと堺グリーンひろば			
運動ひろば野球場	専用	19.2	50,627
芝生ひろば運動場	専用	16.8	27,734
硬式野球場	専用	33.3	26,017
合計		—	174,455

<収支状況> 令和3年度

(単位：円)

	金額
収入	123,021,343
指定管理料	82,648,000
利用料金	27,421,710
その他	12,951,633
支出	133,187,969
人件費	48,583,144
光熱水費	23,483,477
委託料	21,558,048
その他	39,563,300
収支差額	△10,166,626

※収入において、「その他」には、まん延防止等重点措置に伴う利用料金還付額等に対する補てん(589万904円)、指定管理者管理運営継続支援金(700万2,000円)などを計上している。

(指定管理者提出資料から抜粋し一部加工)

第7 監査の項目及び結果

当該団体において公の施設の管理が適正かつ公平、公正に行われているか、事業報告書等は基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 指定管理者指定の手續について

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法、条例等に基づき、適正かつ公正に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 協定書について

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか、また、協定書等には、必要事項が適正に記載されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 事業報告書等について

事業報告書等の作成及び点検は適切になされているか、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示しているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書等に収支状況や利用料金の収入状況を記載することとされているが、以下の誤りがあった。

ア 指定管理業務の収支状況の収入において、自主事業の収入など指定管理業務以外の収入を誤って計上していた。また、コインロッカーの利用料金を二重に計上していた。

支出においても、人件費、備品購入費、事業費、維持管理費、本社経費等の多数の項目において計上誤りがあり、支出が過大に計上されていた。

イ 利用料金の収入状況において、みなと堺グリーンひろばの未収額の件数と金額を誤って計上していた。

4 管理運営について

施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、利用促進のための努力はなされているか、また、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 備品の管理について、以下のものがあった。

ア 堺市会計規則において、市の物品取扱員は、備品票を備品に貼付しなければならないとされている。

しかし、みなと堺グリーンひろばにおいて、貸与備品である自動体外式除細動器に、備品票が貼付されていなかった。

イ 堺市会計規則において、市の物品取扱員は、備品票を備品に貼付しなければならないとされており、備品票を貼付することが適当でない場合は、備品を識別できる措置を講じなければならないとされている。

しかし、みなと堺グリーンひろばにおいて、屋外に設置されている防球フェンスやピッチャーネット等の備品 82 点について、備品番号が確認できない状態となっていた。

ウ 家原大池体育館研修室の会議机 1 台について、令和 4 年 4 月 5 日に財務会計システム上で廃棄手続が完了していたが、同年 11 月 25 日に実施した実地調査において、備品票が貼付されたまま廃棄せずに置かれていた。

5 利用料金について

利用料金制を採用する場合、利用料金の設定等が適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 基本協定書において、利用料金は、指定管理者が事前に市の承認を得て定めることとされている。

しかし、家原大池体育館の延長料金及びレクリエーション器具利用料金、みなと堺グリーンひろばの平日料金について、指定管理者は、令和 2 年 4 月から令和 4 年 12 月まで市の承認を受けた利用料金とは異なる金額を徴収していた。

6 経理について

公の施設の管理に係る指定管理者の収支会計経理は適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか、また、出納関係帳簿、記帳は適正になされ、領収書類の整備、保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。